

令和7年度

野田小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめ防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、笑顔の絶えない指導を重点とする。
- ・ 月に1回、「野田っ子スマイルデー」を設け、重点的に挨拶をしたり、学級の全員が笑顔になれるような取り組み、(例えば休み時間にみんなで一緒に遊ぶなど)を行ったりすることで、笑顔の絶えない指導を行っていく。
- ・ いじめ対策事例検討会では、具体的な事例について教職員がどのように接することができるのか、どのような対応をすることができるのかなど、具体的な支援策について検討したり、普段からどのようなことをするとみんな笑顔になれるような取り組みをしたりできるか、教職員それぞれが持っているノウハウを共有することで、安心して学級・学校に来ることができるようにしていく。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急な場合などに必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。集約担当者は、主に主幹教諭・教頭とする。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に主幹教諭(集約担当)に報告し一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。

- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども応援委員会コーディネーターなど

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮を含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめ認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告する。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 部活動は、スポーツ庁、文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるようにする。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性を受け入れ、相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

- ・ 学校努力点においては、課題に対して、児童一人一人が自分なりの考えをもてるような授業づくりを行っていく。児童が自分の考えを発表した際には、どのような考えであっても、その考えを尊重し、互いに認め合える授業づくりを行っていく。例え、間違った考えを発表したとしても、その考えをどのように改善すればよかったのかをみんなで検討することで、どんな考えも学びに生かすことができる経験を積ませるようにする。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通じて、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 代表委員会の取組において、「なごやI N Gキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題をして受け止める、そして、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「遠足でのペア学年による交流」「1・2年生による集団下校」「1・6年生による清掃活動」「全校集会による交流」「分団児童会や分団登下校」

《各学年での中心となる取り組み・活動》

- 【1年生】「地域の方との伝承遊び」
- 【2年生】「学区探検での地域との交流」
- 【3年生】「学区について学ぶ中での地域との交流」
- 【4年生】「これまでの成長を振り返って」
- 【5年生】「誰もが暮らしやすいように～ユニバーサルスポーツを通して～」
- 【6年生】「伝統の継承～前田利家演舞を伝えよう～」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、小学校4年生の全児童を対象に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ・ 毎月1回、いじめや嫌がらせの有無、いじめや嫌がらせを受けている友達がいる

かを調査するアンケートを実施することで、いじめの早期発見、早期解決につなげられるようにする。

- ・ 学期に1回、心の状態を探るアンケート調査を実施し、心配な状況が伺える児童についてはすぐに個別で話を聞くなどの教育相談を行う。
- ・ 4～6年生では、WEBQ Uを年間2回実施し、その結果を踏まえて教育相談を行うようにする。
- ・ 教育相談週間では各4日間、児童一人一人と話ができる機会を設ける。
- ・ 教育相談で得られた情報は資料にまとめ、学年、主幹教諭、教頭、校長などに必ず見せ、内容を共有するようにする。特に重大な事案だと判断したものについては、即時に全職員に周知し、各関係機関とも連携を図りながら対応する。

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、児童をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノート（班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に口頭並びに書面による情報交換を行うことで早期発見に努める。

（1） 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

（2） 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。

（3） 定期的なアンケート調査

- ・ 毎月一回実施するいじめの有無を確認するアンケート、学期に1回の心の健康状態を知るアンケートの実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

（4） 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

（5） 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・職員間の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ （2）（3）でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、年に2回、教育相談週間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になる点があれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日利用するカバン等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～小学6年生の児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童・保護者のみならず、関係児童・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

○ 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。

※ 「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

- ・ 状況に応じて、所轄の警察署・法務局・児童相談所など関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要望・意見などを聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聞き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会やスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている児童への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようＳＰによる支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わらせるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS，スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との協働

必要に応じて、なごや子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

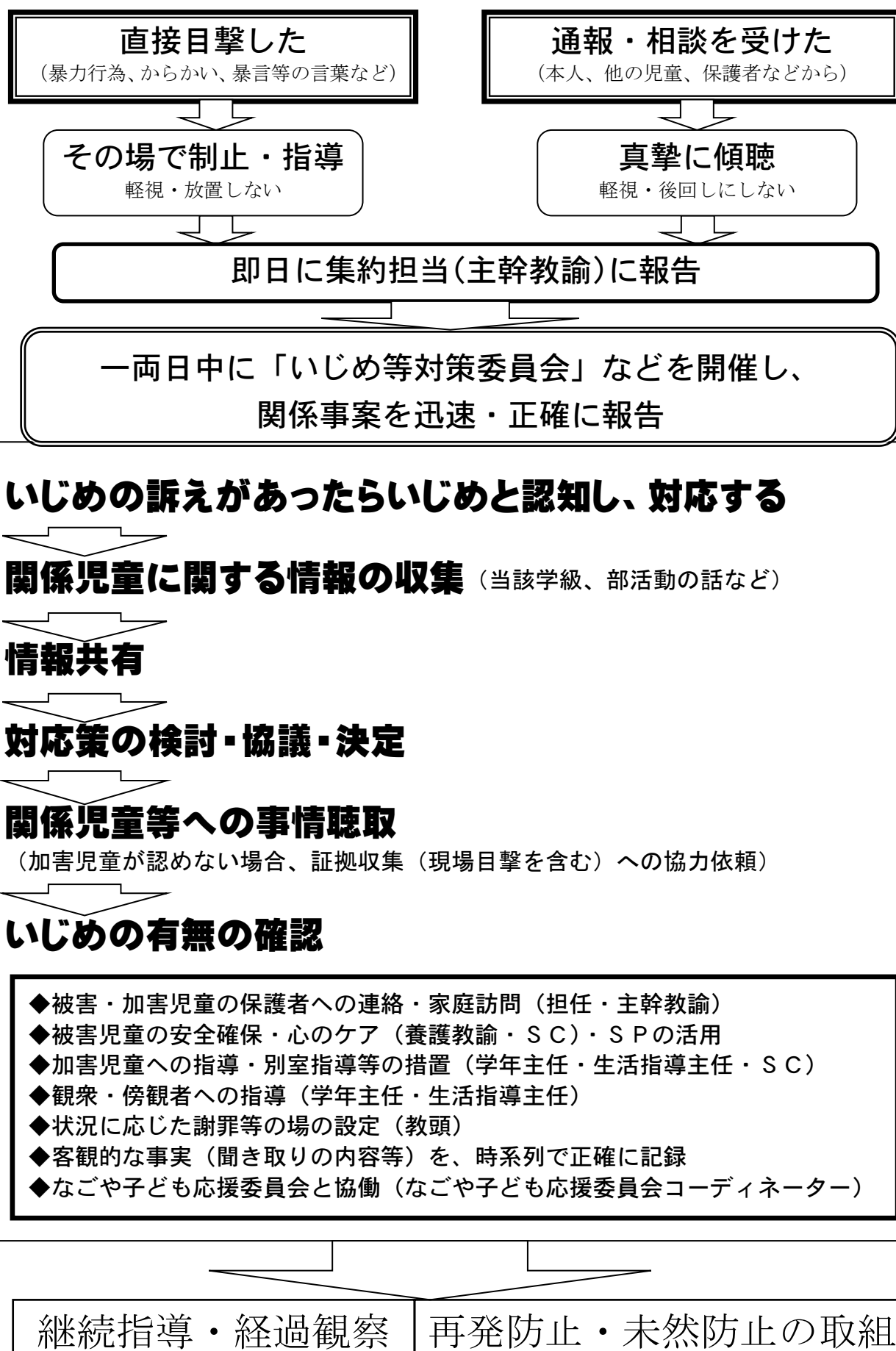
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要进行等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆



年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて SCによる面談 全校集会(スマイルデー)の実施①	あったかハートの配付 いじめアンケート①	研修① ・児童理解
5	いじめ等対策委員会②	互いを認め合う雰囲気をつくろう(授業) 全校集会(スマイルデー)の実施② 情報モラル教育	学校生活アンケート①実施 学校生活アンケート①の結果 分析及び支援方法の共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 いじめアンケート② 教育相談週間①	研修② ・自殺予防教育 いじめ等対策事例検討会①
6	いじめ等対策委員会③	こころの元気チェック① 全校集会(スマイルデー)の実施③	いじめアンケート③	研修③ ・児童理解 いじめ等対策事例検討会②
7	いじめ等対策委員会④	全校集会(スマイルデー)の実施④	いじめアンケート④ 個人懇談会週間 ・保護者との情報共有	研修④ ・児童理解
8				研修④ ・児童理解
9	いじめ等対策委員会⑤	気分を変える方法を探そう(授業) 全校集会(スマイルデー)の実施⑤	いじめアンケート⑤ いじめ等事例検討会③	いじめ等対策事例検討会③
10	いじめ等対策委員会⑥	全校集会(スマイルデー)の実施⑥ 情報モラル教育	いじめアンケート⑥ 学校生活アンケート② 学校生活アンケート②の結果 分析及び支援方法の共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 いじめ等事例検討会④	研修⑤ ・自殺予防教育 (ゲートキーパー)
11	いじめ等対策委員会⑦	いじめに気が付いたときはどうする?(授業) こころの元気チェック② 全校集会(スマイルデー)の実施⑦	いじめアンケート⑦ 教育相談週間② いじめ対策検討会⑤	いじめ等対策事例検討会④
12	いじめ等対策委員会⑧	INGキャンペーン 全校集会(スマイルデー)の実施⑧	いじめアンケート⑧ いじめ対策検討会⑥ 個人懇談会週間 ・保護者との情報共有	研修⑥ ・人権研修 いじめ等対策事例検討会⑤
1	いじめ等対策委員会⑨	誰からも好かれるスキルを身に付けよう(授業) 全校集会(スマイルデー)の実施⑨	いじめアンケート⑨ いじめ等事例検討会⑦	いじめ等対策事例検討会⑥
2	いじめ等対策委員会⑩	こころの元気チェック③ 全校集会(スマイルデー)の実施⑩ 情報モラル教育	いじめアンケート⑩ 小中における情報交換	研修⑦ 情報引き継ぎ
3	いじめ等対策委員会⑪	全校集会(スマイルデー)の実施⑪	いじめアンケート⑪	